

令和7年度
プラスチック資源循環に向けた需給分析及び
分別回収体制検討事業業務委託

仕 様 書

三重県

業務概要

1 業務名称

令和7年度プラスチック資源循環に向けた需給分析及び分別回収体制検討事業業務委託

2 目的

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会推進基本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上でライフサイクル全体での徹底的な資源循環を重要な方向性の1つとして掲げています。また、本計画の循環経済行程表2024で示された考慮すべき素材毎の徹底的な資源循環に向けた取組を更に進めることや、循環関連産業における動静脈連携による資源循環を加速し、資源循環市場の創出を支援することで循環経済への移行を推進することが政策の方向性に示されています。

加えて、国においては循環経済への移行に向け、製造業に対し再生プラスチックの使用を義務付ける方針が打ち出される等、再生材の供給や利用拡大に向けた取組が加速しています。

県内においても高度な技術を利用した再生材の製造に取り組む事業者が増えつつありますが、プラスチック製品製造事業者が必要とする品質や量の再生材を安定的に供給する仕組みの構築や、県民・事業者が使用済みプラスチックの効率的な分別回収を行うことへの動機づけといった更なる取組の拡大が課題となっています。

本業務では、持続可能な地域内循環を基調とした動静脈連携が構築され、分別回収や再生材使用製品の製造に携わった県民・事業者がプラスチックの資源循環を通じて地域貢献を実感することを目指し、再生材の利用者が求める品質・量と静脈産業が供給する再生材の品質・量の実態把握及び課題抽出を行い、技術革新や行政支援といった潜在的な必要性を検討します。更に、需要に応じた再生材を確保するため、排出事業者とリサイクラーの両者にとって効率的な分別回収手法を検討することを目的とします。

3 履行期限

本業務は、令和8年3月25日（水）までに完了するものとする。

4 業務スケジュール

詳細スケジュールについては受託事業者提案によるものとする。

ただし、中間報告を令和7年11月28日（金）までに行い、報告書を令和8年3月25日（水）までに提出すること。また、本業務のスケジュール案を表1に示す。

表1 スケジュール案

業務内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
調査準備	⇒									
調査、検討	⇒									
モデル事業					⇒					
とりまとめ				⇒						
中間報告、報告書					●				●	

5 業務内容

本業務では、県内の再生材の利用が見込まれる事業者を対象に再生材の品質・量、再生材が使用されている製品等の調査を行うとともに、県内のリサイクラーが供給する再生材の品質・量の実態を調査することで、再生材の需要と供給に対する課題抽出を行います。

また、県内でプラスチック使用製品廃棄物等を排出する事業者に対し排出実態を調査したうえで、前述の調査結果をもとに、県内の需要に応じた再生材をリサイクラーが供給するための効率的な分別回収を事業者間で連携して実施する余地等について、プラスチック使用製品廃棄物等の排出事業者及び 29 市町に対し調査を行い、排出事業者とリサイクラーの間における持続可能で効率的な分別回収に対する課題抽出及び解決策の検討を行います。

以下に示す内容の調査・検討を行うものとするが、より効果的・効率的な方法を提案し、県と協議のうえ実施すること。

(1) 調査対象者

以下の調査データからプラスチックの資源循環に関する取組状況や実地調査の対象とする事業者を抽出することを想定。

対象とする事業者の抽出や調査手法について、効果的・効率的な方法を提案し、可能な限り広い範囲の事業者に対して調査を行う。

①再生材の利用が見込まれる事業者（約 600 事業者）

- ・プラスチック製品製造事業者、石油化学製品製造業、化学工業といった再生材の利用が見込まれる事業者
- ・樹脂のコンパウンド加工を行っている事業者

②リサイクラー（約 100 事業者）

- ・産業廃棄物処分業の中間処理（破砕）において廃プラスチック類を取り扱っている事業者
- ・使用済みプラスチックを買い取り、フレークやペレットを製造している事業者
- ・フレークを購入しペレットを製造している事業者

③プラスチック使用製品廃棄物等の排出事業者の対象者（約 250 事業者）

- ・令和 6 年度産業廃棄物管理票等交付状況報告書による廃プラスチック類の排出量合計が 250t/年以上の事業者
- ・令和 6 年度産業廃棄物実態調査によりプラスチックの有価売却を回答した排出事業者

(2) 再生材の需要量等の調査

再生材の利用が見込まれる事業者が利用している再生材の品質や量、具体的な製品、今後の再生材の利用拡大の余地等について調査を行う。

未利用の場合は、未利用となっている理由、理想とする再生材の品質や量といった今後の活用の余地について調査を行う。

(調査項目例)

- ・再生材の形状（フレーク、ペレット、熱分解油等）

- ・再生材の質（PP、PE、PS、PET、ABS 樹脂等、色等）
- ・使用量、使用用途や使用製品
- ・購入先（事業者名、住所等）

（３）再生材の供給量等の調査

県内に事業所のあるリサイクラーが供給している再生材の品質や量、再生材原料の受入品質や再生材の製造工程について調査を行う。

（４）再生材の需要と供給における課題抽出、解決策等の提案

上記（２）及び（３）により得られた調査結果から、需要と供給の課題抽出を行い、需要者側の心理的な側面によるもの、リサイクラーの技術革新や行政による支援の必要性などといった観点からの分析を行い、資源循環につながるような解決策の提案を行う。併せて、リサイクラーが需要に応じた再生材を供給することを想定し、資源循環を促進するための排出事業者側での持続可能で効率的な分別回収手法の検討・提案を行う。

（５）プラスチック使用製品廃棄物等の排出実態等の調査

事業者から排出されるプラスチック使用製品廃棄物等について、プラスチックの種類（PP、PE 等）、性状（単一、混合等）別に排出量や処理先・売却先等を調査する。上記（４）により検討・提案のあった分別回収手法についての適用可能性を調査し、課題抽出を行う。

なお、上記（４）により検討・提案のあった分別回収手法についての適用可能性の調査及び課題抽出については、県内 29 市町に対しても実施するものとする。

（調査項目例）

- ・排出されるプラスチックの発生源（製造工程不良物、製造工程発生くず、梱包材等）
- ・排出されるプラスチックの形状（ペレット、塊、粉末、フィルム、容器類等）
- ・排出されるプラスチックの材質（PP、PE、PS、PET、ABS 樹脂、塩ビ・その他・混合等）
- ・排出されるプラスチックの外観がわかる写真
- ・材質別の発生量、排出状況（汚れ、混入物、搬出時の荷姿）
- ・処理区分（有価物又は廃棄物）
- ・処理委託先、売却先（事業者名、住所等）
- ・処理状況（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル、焼却・埋立等）

（６）使用済みプラスチックの分別回収モデル事業の実施

県内の需要に応じた再生材の供給に向け、排出事業者とリサイクラーの間における持続可能で効率的な分別回収を行うモデル事業を実施し、実動における課題抽出、再生材への影響等について、評価・検討を行う。

分別回収モデル事業については、上記（４）により検討・提案を行った手法をもとに県と協議のうえ実施する。

また、分別回収モデル事業に参画する排出事業者は、上記（５）での排出実態調査結果から県と協議のうえ４社程度の選定を想定しているが、分別回収の対象となる使用済みプラスチックの性状や量によって選定数は変動する可能性がある。

6 貸与可能な資料

貸与可能な資料は以下のとおりであり、適宜、受託者の要請により貸与するものとする。

- ①経済センサス（契約後に県が利用申請を行い、提供予定）
- ②令和６年度産業廃棄物実態調査業務委託
 - ・排出事業者アンケート回答：電子
- ③令和６年度産業廃棄物の処理にかかる書類発送及びデータ集計業務委託
 - ・産業廃棄物管理票等交付状況報告書データ：電子
- ④県内の産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧：電子

7 成果品

サイズ、色：A４版モノクロ両面（A３版の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。表紙は、A４版カラー単色とし、目次を付け、本編からページ番号を付与する。

また、個別事業者等に対するヒアリング等調査結果、集計結果の表といった基礎データについては、Microsoft Excel 等で処理可能なデータに整理し、CD 等電子媒体により中間報告及び最終報告書の提出時点で納品する。

表２ 成果品一覧

成果品名	部数	提出媒体	提出期限	備考
中間報告	1	紙	R7. 11. 28	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R7. 11. 28	
最終報告書	3	紙	R8. 3. 25	製本
	1	電子	R8. 3. 25	
最終報告書(概要版)	3	紙	R8. 3. 25	製本
	1	電子	R8. 3. 25	

8 実施体制

- (1) 本業務の実施にあたり、必要な資料を収集し使用する際は、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得るものとする。
- (2) その他、本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。
- (3) 受託者は、業務に着手した後、速やかに次の書類を提出する。

- ①実施計画書
- ②業務工程表
- ③業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出

※管理技術者及び照査技術者を選任する場合は、管理技術者は、照査技術者を兼ねるこ

とはできないものとし、下記部門のうち、いずれかの技術士資格（技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）第 2 条第 1 項）を有する者を選任するものとする。

- ・資源工学部門
- ・衛生工学部門
- ・環境部門
- ・その他必要とする書類

9 受託者の責務

- (1) 本業務の実施に必要な資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と協議のうえ決定すること。
- (3) 調査実施にあたり協議を要する事項については、対応方法について、受託者が有する技術的知見に基づき提案すること。
- (4) 本業務の実施に伴い、必要となる関係機関等との連絡調整は本県担当者と協議のうえ受託者が行うものとする。
- (5) 対象事業所からの本調査に関する問合せについては、受託者において回答するものとし必要な体制をとること。
- (6) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (7) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (8) 受託者は貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (9) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (10) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (11) 受託者は業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅

れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (12) 受託者が(11)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じることとする。